令和6年度

子育てファミリー等応援住宅バンク補助金

最大50万円

市のホームページ「子育てファミリー等応援住宅バンク」に掲載されている中古住宅を「子育て世代※」の方が購入し、条件に適合した場合、最大５０万円を補助します。（先着２４件）
購入したバンク物件を解体して、住宅を新築する場合でも利用可能です。

※　中学校３年生までの子どもがいる世帯か令和６年４月１日時点で夫婦ともに 50 歳未満の世帯（現在、市内で持ち家に住んでいる方は対象になりません）

●補助金の内容

補助金の種類	補助上限額	対象となる費用
物件購入助成	35万円	■購入した中古住宅（バンク登録物件）の不動産売買代金（不動産売買契約書に記載された金額）
リフォーム・解体助成	15万円	購入した中古住宅（バンク登録物件）の ■リフォーム費用の１/2 ■解体後に新築する場合の解体工事費用の１/2 ※ いずれも施工業者は横須賀市内に本店のある事業者に限る ※ 介護保険（介護予防）住宅改修費、重度障害者住宅設備改良費扶助の支給対象となる工事と同一のリフォーム工事は対象外

補助金の件数・金額が予算上限額に達し次第、受付期間中でも受け付けを締め切る場合があります。住宅の売買契約締結後、速やかにお申し込みください。制度の詳細や対象となる住宅は右の二次元コードから確認いただけます。

子育てファミリー等応援住宅バンク補助金 市ホームページへ

【フラット35】の借入金利から
当初５年間
年▲0.5%

補助金の利用で住宅ローン【フラット35】の金利引き下げが受けられる場合があります

子育てファミリー等応援住宅バンク助成（物件購入助成）申請者が、住宅金融支援機構の「フラット３５地域連携型（子育て支援）」を利用する際に、所定の要件を満たした場合は、金利引き下げを受けることができます。取扱金融機関へ提出する「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」は、まちなみ景観課で交付します。

お問い合わせ
横須賀市役所都市部
まちなみ景観課
☎ 046-822-8077

「子育てファミリー等応援住宅バンク補助金」をお申し込みの皆様へ

必ず補助金のお申し込み前にお読みください

■補助金申請手続きの流れ

① 不動産売買契約	不動産屋さんで、子育てファミリー等応援住宅バンクに登録されている物件の売買契約を締結します。
② 補助金の申請	補助金の申請ができるのは、不動産売買契約書の買主となっている方です。リフォームや解体工事着手の前に市役所で補助金申請をしてください。 ＜申請に必要な書類＞ 1. **補助金等交付申請書** 2. **住民票の写し**（世帯全員の続柄の記載があるもの） ■ 物件購入助成 3. **バンク登録住宅の不動産売買契約書の写し**（特約部分も含む） ■ リフォーム・解体助成 4. **リフォームまたは解体工事の見積書**（横須賀市内に本店のある工事事業者の見積書） 5. **リフォームを行う箇所の写真**（リフォーム助成のみ） 6. **建て替え工事のスケジュールが分かる書類**（解体助成のみ） ■ 前住所が市内の方（市外からの転入の場合は不要） 7. **自己所有物件に居住していなかったことを証する書類** ・賃貸物件に居住していた場合：賃貸借契約書の写し ・実家（親の持ち家等）に居住していた場合：登記事項証明（建物） ■ 妊娠中の世帯の方 8. **母子健康手帳の表紙と住所が記載されているページの写し** 補助金交付申請額が上限額に達し次第、受付期間中でも受け付けを締め切る場合があります。最新の情報は市のホームページでご確認ください。
補助金交付決定通知	書類や資格を審査して、問題がなければ、市役所から補助金等交付決定通知書をお送りします。必ず通知書を受け取ってから「④リフォーム・解体工事」を開始してください。
③ 物件（住宅）の引き渡し	売買代金を支払って、売主から不動産の引き渡しを受けます。リフォームや建て替え工事を行う場合は、この後、工事が始まります。
④ リフォーム施工 解体・建て替え	増築工事や屋根・外壁等、建物の外観の整備を含む改修を行う場合は、まちなみ景観課で景観協議・景観法の届出が必要になります。
⑤ 入居と住民登録	令和７年３月 31 日までに助成対象行為と住民登録を完了してください。
⑥ 実績報告と 補助金の請求	実績報告書の提出は「助成対象行為と住民登録の完了から 30 日以内」または「令和７年３月 31 日」のいずれか早い時期までに。
補助金の振り込み	提出書類等を確認して、指定口座に補助金を振り込みます。

■リフォーム助成の申請に添付する写真について

◆補助金の対象工事で施工するリフォーム個所の写真（リフォーム個所分の枚数）を撮影日付入りのカラー写真で提出してください。
◆L判の写真用紙などの場合は、A4判用紙に貼付してご提出ください。
◆外壁塗装などの場合は、施工する壁面すべてが画像で確認できるよう撮影してください。壁面と敷地の境界が近接していて、壁面正面からの撮影が困難な場合は、斜め方向から壁面2面分を撮影していただいても結構です。
◆クロスの張り替えや床材の張り替えなどの場合は、どの部屋のクロス・床材か判別できるよう撮影範囲を調整してください。壁を4面撮影する場合は、2面ずつ2枚の写真に分けて撮影して構いません。
◆リフォーム前の写真撮影が困難な屋根等は、実績報告書の提出時にリフォーム後の写真と一緒にリフォーム前の写真を提出いただければ結構です。申請書提出時にご相談ください。
◆提出いただいた写真などで確認できない場合は、職員がお家に訪問してリフォーム箇所を確認させていただくことがあります。

■リフォーム助成の対象となる工事・ならない工事の例

対象となる工事例（補助金利用可能）	
1	増築工事又は減築工事
2	台所、浴室、洗面所又はトイレの修繕工事等
3	住宅内の機械設備工事（給排水、給湯、換気、電気、ガス設備工事）
4	オール電化住宅工事
5	屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
6	外壁の張替え工事又は塗装工事
7	部屋の間仕切りの変更工事
8	床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
9	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
10	ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
11	雨どい等の取替え工事又は修理工事
12	建具又は開口部の取替え工事又は新設工事
13	防音工事
14	バリアフリー改修工事

※介護保険住宅改修費・介護予防住宅改修費、重度障害者住宅設備良費の支給対象となる工事と同一の工事は対象になりません（本補助金との併用はできません）

対象とならない工事例（補助金は利用できません）	
1	住宅以外（車庫、物置、倉庫、店舗、工場、事務所等）の工事
2	門扉、フェンス、ブロック塀などの外構工事、植樹・剪定等の植栽工事
3	防犯ライト、防犯カメラ、インターフォンなどの設置工事
4	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具、家具等の設置工事
5	テレビアンテナ、電話、インターネット等の配線・機器設置工事
6	雨水タンク設備の設置工事
7	下水道・合併浄化槽工事、雨水浸透マス設置工事
8	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事
9	シロアリ駆除、その他の防虫・消毒等の薬剤散布・塗布作業
10	ハウスクリーニング、鍵交換

補助金要件かんたんチェック

- □ 横須賀市子育てファミリー等応援住宅バンク登録物件の売買契約が完了している
- □ 住宅の所有者（売買契約書に記名のある人）が子育て世代（※）の世帯員である
  ※中学校3年生までの子どもがいる世帯か令和6年4月1日時点で夫婦ともに 50 歳未満の世帯
- □ 前住所は市内の自己所有住宅（持ち家）ではない
- □ 購入した住宅に令和7年3月 31 日までに居住（住民登録）する予定がある
- □ リフォーム・解体助成（上限 15 万円）を利用する場合、以下のいずれかが手元に用意できている（いずれも市内に本店（本拠）を置く事業者が発行したものに限る）
  ア. リフォーム工事の見積書の写し（補助上限額まで利用するには、税抜き30万円以上の見積書が必要です）
  イ. 解体工事の見積書の写し

家庭用燃料電池システム（エネファーム）、窓の断熱改修などには、「**よこすかエコポイント**」も利用できます。

よこすかエコポイント詳細ページへ

上の項目すべてに該当すれば「子育てファミリー等応援住宅バンク補助金」をご利用いただける可能性があります。申請方法や必要書類をご案内しますので、まちなみ景観課までご連絡ください。

子育てファミリー等応援住宅バンク補助金ホームページへ

子育てファミリー等応援住宅バンクの対象となる住宅

登録できるのは、次の要件をすべて満たす家屋です。要件に該当していても売り主（不動産媒介事業者）がバンクへ登録していない場合は、補助金の対象にはなりません。詳しくは市ホームページでご確認ください。

1. 一度は人が住んだことがある戸建て中古住宅であること
2. 下の表の対象住宅団地（下表３８か所）または対象地区計画（２７か所）内に立地すること
3. 媒介している不動産事業者が、インターネットで売買条件の詳細を公開中であること

	団地名称	左の団地内かつ下の町丁目にある住宅		団地名称	左の団地内かつ下の町丁目にある住宅
1	湘南鷹取	湘南鷹取 1 丁目～6 丁目	20	観音崎団地	鴨居 3 丁目、小原台
2	港が丘	港が丘 1･2 丁目	21	東浦賀和光台	東浦賀 2 丁目、鴨居 2 丁目
3	安針台（低層住宅地区）	安針台	22	浦賀コモンシティ	浦賀 5･6 丁目、吉井 1･2 丁目、4 丁目
4	逸見が丘	逸見が丘	23	浦賀丘	浦賀丘 1 丁目～3 丁目、西浦賀 3 丁目
5	沢山団地	東逸見町 4 丁目	24	南浦賀	南浦賀、西浦賀 3 丁目
6	湘南池上	池上 7 丁目	25	光風台	光風台
7	池上１丁目	池上 1 丁目、坂本町 6 丁目、逸見が丘	26	若宮台	若宮台
8	汐見台、望洋台	汐見台 2･3 丁目、望洋台、不入斗町 2 丁目、衣笠栄町 2･3 丁目	27	久里浜台	久里浜台 1･2 丁目、久比里 2 丁目
9	公郷台	公郷町 3 丁目～6 丁目	28	大矢部団地	大矢部 3･4 丁目
10	三春町５丁目南団地	三春町 5･6 丁目、公郷町 5 丁目	29	岩戸団地	岩戸 2 丁目～5 丁目
11	三春町５丁目スターヒル	三春町 5 丁目、大津町 5 丁目	30	粟田団地	粟田 1･2 丁目
12	常盤台	根岸町 5 丁目、大津町 5 丁目	31	湘南ハイランド	ハイランド 1 丁目～5 丁目、野比 1 丁目
13	小矢部団地（衣笠グリーンタウン）	小矢部 1 丁目、3 丁目	32	京急ニュータウン野比海岸	野比 4 丁目
14	森崎団地（一部）	森崎 5･6 丁目	33	日生団地	長沢 3･4 丁目
15	マボリシーハイツ	馬掘海岸 1 丁目～3 丁目	34	長沢台	長沢 3 丁目
16	大津の丘	池田町 1 丁目、大津町 3･4 丁目	35	山科台	山科台
17	桜が丘	桜が丘 1･2 丁目、馬堀町 2･3 丁目、浦賀 2 丁目	36	荻野	荻野、太田和 2 丁目、長坂 3 丁目
18	湘南山手	池田町 3 丁目、吉井 3･4 丁目	37	長坂	長坂 3 丁目
19	池田団地（池田分譲地）	池田町 5･6 丁目、根岸町 2 丁目	38	湘南国際村（一低層に準ずる）	湘南国際村 1 丁目

対象地区計画（27 か所）区域はホームページで確認できます。

お問い合わせ
横須賀市役所都市部
まちなみ景観課
046-822-8077